

学校空調機維持費補助一部廃止の撤回を求める意見書

防衛施設周辺防音工事は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、在日米軍の飛行場等の運用に伴う航空機による騒音の障害を防止または軽減するためのものであり、保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等については、空調設備の維持費も対象とされているところである。

今回、防衛省は、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱を改正し、平成28年度以降に新たに実施設計を行って3級及び4級防音工事として実施される空調の復旧工事については補助率を引き上げ、一方、当該防音工事により新たに設置した空調設備の維持費は補助対象外とするとした。

県教育委員会等は、今回の維持費の廃止対象となる施設等について独自に調査し、公立幼稚園、公立保育園で22施設、公立小中学校及び県立学校で63校と公表しており、そのほか私立学校4校も含めると89施設が対象となるとしている。

学校現場において、米軍機等の騒音から学習環境を守るためには、空調設備は欠かせないものであり、授業の中断を防ぐ上でも、当然維持費の補助は継続されるべきものである。

よって、本県議会は、園児や児童生徒の健全な教育環境を保障する立場から、空調機維持費補助について下記のとおり強く要請する。

記

- 1 学校等における米軍航空機等による騒音の軽減を図っていくためにも、3級及び4級防音工事により新たに設置する空調設備の維持費について、これまでと同様に補助対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月21日

沖 縄 県 議 会

衆 議 院 議 長	}	宛て
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
財 務 大 臣		
防 衛 大 臣		
沖縄及び北方対策担当大臣		